別紙1

現況報告書（令和8年4月1日現在）

1．法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
12 千葉県	217 柏市	12000	2040005014015	01 一般法人	01 運営中

(7)法人の名称	社会福祉法人よつば						
(8)主たる事務所の住所	千葉県	柏市	大津ヶ丘3丁目4-1-101				
(9)主たる事務所の電話番号	04-7199-7931	(10)主たる事務所のＦＡＸ番号	04-7199-7921	(11)従たる事務所の有無	2 無		
(12)従たる事務所の住所							
(13)法人のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	http://www.kashiwa-yotsuba.jp/		(14)法人のﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	hombu@kashiwa-yotsuba.jp			
(15)法人の設立認可年月日	平成14年3月13日	(16)法人の設立登記年月日	平成14年3月26日				

2．当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	8-10	(2)評議員の現員	9	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)（円）	0

(3-1)評議員の氏名 (3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5) 他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
青野 直	R7.6.6 ～ 2029/6/8			1
増岡 克彦	R7.6.6 ～ 2029/6/8			0
山下嘉人	R7.6.6 ～ 2029/6/8			1
佐藤 尚文	R7.6.6 ～ 2029/6/8			1
塩原泰輔	R7.6.6 ～ 2029/6/8			0
細田智子	R7.6.6 ～ 2029/6/8			1
川井光廣	R7.6.6 ～ 2029/6/8			1
中村 信子	R7.6.6 ～ 2029/6/8			1
岡山しげみ	R7.6.6 ～ 2029/6/8			1

3．当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6～8	(2)理事の現員	7	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)（円）	2,015,000	2 特例無

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注) (3-8)理事の任期	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤 (3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況 (3-13)前会計年度における理事会への出席回数
佐藤勝美	1 理事長	令和6年3月22日	2 非常勤	令和6年3月1日				
	R7.6.6 ～ 2027/6/11		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者			2 無		4
秋谷正	3 その他理事		2 非常勤	令和5年6月2日				
	R7.6.6 ～ 2027/6/11		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者			2 無		3
熊木正嗣	3 その他理事		2 非常勤	令和5年6月2日				
	R5.6.2 ～ 2027/6/11		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者			2 無		3
川野優	3 その他理事		2 非常勤	令和5年6月2日				
	R5.6.2 ～ 2027/6/11		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者			2 無		4
室山 圭史	3 その他理事		2 非常勤	令和5年6月2日				
	R7.6.6 ～ 2027/6/11		3 施設の管理者			1 有		4
安田真奈美	3 その他理事		2 非常勤	令和5年6月2日				
	R7.6.6 ～ 2027/6/11		4 その他			2 無		4
北田恵子	3 その他理事		2 非常勤	令和5年6月2日				
	R7.6.6 ～ 2027/6/11		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者			2 無		2

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4．当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)（円）	30,000

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業 (3-4)監事の任期	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況 (3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日 (3-7)前会計年度における理事会への出席回数
長谷川 秀夫			令和7年6月6日
	R7.6.6 ～ 2027/6/11	6 財務管理に識見を有する者（その他）	2

古澤肇	R7.6.6	～	2027/6/11	3 社会福祉事業に識見を有する者（その他）	令和7年6月6日 4

5．前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）

6．当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	2	②常勤兼務者の実数	2	③非常勤者の実数	1
		常勤換算数	2.0	常勤換算数	0.8
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	23	②常勤兼務者の実数	2	③非常勤者の実数	53
		常勤換算数	2.0	常勤換算数	26.0

7．前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
令和7年6月6日	7	1	2	0	令和6年度会計決算報告（計算書類及び財産目録の承認）監事監査報告 役員候補者選任の件

(4)うち開催を省略した回数	0

8．前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和7年5月23日	7	2	・令和6年度　事業報告 ・令和6年度　会計決算報告及び監事監査報告 ・各委員承認の件 ・役員候補者選任の件 ・定時評議員会の召集の決議 ・サポートセンターよつば「障害児相談支援」事業の廃止
令和7年6月16日	7	2	・理事長の互選 ・理事の業務分担 ・青い鳥運営規程の変更 ・熱中症予防対策指針の整備 ・運転資金の日本政策金融公庫借り入れについての審議
令和7年12月5日	5	1	・上期事業報告 ・上期会計報告 ・第一次補正予算 ・事業所運営規程改訂
令和8年3月23日	7	1	・第二次補正予算 ・事業計画案 ・令和８年度収支予算案 ・事業所運営規程の改訂

(4)うち開催を省略した回数	0

9．前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	長谷川　秀夫 古澤肇
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特になし

１０．前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	

１１．前会計年度における事業等の概要　－　(1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月）利用者延べ総数（人／年）
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）								
		ア 建設費	（ア）建設年月日	（イ）自己資金額（円）	（ウ）補助金額（円）	（エ）借入金額（円）		（オ）建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	（ア）－１修繕年月日（１回目）	（ア）－２修繕年月日（２回目）	（ア）－３修繕年月日（３回目）	（ア）－４修繕年月日（４回目）		（ア）－5修繕年月日（５回目）	（イ）修繕費合計額（円）	
001	よつば障害者福祉拠点	00000001	本部経理区分			本部会計				
		千葉県	柏市	大津ヶ丘3-4-1-101		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成14年3月13日	0	0
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
001	よつば障害者福祉拠点	02130113	障害福祉サービス事業（就労継続支援Ｂ型）			Ｂ型よつば工房				
		千葉県	柏市	柏インター南11-2		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成14年3月14日	40	4,185
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
001	よつば障害者福祉拠点	02130113	障害福祉サービス事業（就労継続支援Ｂ型）			Ｂ型青い鳥				
		千葉県	柏市	大津ヶ丘3-5-1-105		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成19年4月1日	40	4,058
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
001	よつば障害者福祉拠点	02130112	障害福祉サービス事業（就労継続支援Ａ型）			Ａ型かるのこ				
		千葉県	柏市	大井1872-2		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成23年10月1日	20	3,312
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
001	よつば障害者福祉拠点	02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）			ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ沼南荘				
		千葉県	柏市	大井718 ビュー大木戸1-104		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成17年7月1日	44	12,194
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
001	よつば障害者福祉拠点	02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）			ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ ｸﾛｰﾊﾞｰﾊｳｽ				
		千葉県	千葉市中央区	塩田町212-2 コーボグリーンA103		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成18年4月1日	18	4,773
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
001	よつば障害者福祉拠点	02130501	地域活動支援センター			地活ｾﾝﾀｰ ｸﾛｰﾊﾞ柏				
		千葉県	柏市	松ヶ崎749-2		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成20年4月1日	19	1,715
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
001	よつば障害者福祉拠点	02130303	計画相談支援			ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰよつば				
		千葉県	柏市	大津ヶ丘3-4-1-101		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	令和3年4月1日	0	0
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
001	よつば障害者福祉拠点	02130111	障害福祉サービス事業（就労移行支援）			就労移行ユイマール				
		千葉県	柏市	明原1-2-4		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成19年4月1日	0	0
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
001	よつば障害者福祉拠点	02130501	地域活動支援センター			地活ｾﾝﾀｰ ｸﾛｰﾊﾞ沼南				
		千葉県	柏市	大津ヶ丘3-4-1-107		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成20年4月1日	0	0
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
001	よつば障害者福祉拠点	02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）			ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑｸﾛｰﾊﾞｰ北柏				
		千葉県	柏市	根戸409-11メゾンミハル		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成21年10月1日	0	0
		ア建設費								
		イ大規模修繕								

１１．前会計年度における事業等の概要　－　(2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月）利用者延べ総数（人／年）
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）								
		ア 建設費	（ア）建設年月日	（イ）自己資金額（円）	（ウ）補助金額（円）	（エ）借入金額（円）		（オ）建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	（ア）－１修繕年月日（１回目）	（ア）－２修繕年月日（２回目）	（ア）－３修繕年月日（３回目）	（ア）－４修繕年月日（４回目）		（ア）－5修繕年月日（５回目）	（イ）修繕費合計額（円）	

１１．前会計年度における事業等の概要　－　(3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月）利用者延べ総数（人／年）
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）								
		ア 建設費	（ア）建設年月日	（イ）自己資金額（円）	（ウ）補助金額（円）	（エ）借入金額（円）		（オ）建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	（ア）－１修繕年月日	（ア）－２修繕年月日	（ア）－３修繕年月日	（ア）－４修繕年月日		（ア）－5修繕年月日	（イ）修繕費合計額（円）	

			（1回目）	（2回目）	（3回目）	（4回目）	（5回目）	

１１．前会計年度における事業等の概要 － (4)備考

コロナ禍であったが以下の事業を行った。
リーダー会議・サビ管会議のリモート併用開催。
ホームページの刷新・チラシの活用で広報活動に力を入れた。
市民向け啓発講演会の主催。
利用者アンケートの実施
内部研修 年２回実施

11-2．地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑥（地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動）	青い鳥	柏市大津ヶ丘3-5-1-105
	地域イベントの出店	
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	青い鳥	柏市大津ヶ丘3-5-1-105
	ボランティアの受け入れ等による福祉人材の養成	
地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）	社会福祉法人よつば法人本部	柏市大津ヶ丘3-4-1-101
	柏市における法人連携への参加	

１２．社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

（社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません）

（1）社会福祉充実残額等の総額（円） 0

（2）社会福祉充実計画の策定の状況

①事業名	②事業種別	④事業内容（記述）	⑤計画における事業費のうち社会福祉充実残額財源の合計（円）	⑥⑤のうち今会計年度以降の合計（円）
	③事業内容			
			⑤の合計（円）	⑥の合計（円）
			0	0

（3）社会福祉充実残額の前年度の投資実績額

①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①＋②＋③）（円）	0

（4）社会福祉充実計画の実施期間 ～

１３．透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㋐事業報告	1 有
㋑財産目録	1 有
㋒事業計画書	1 有
㋓第三者評価結果	2 無
㋔苦情処理結果	1 有
㋕監事監査結果	1 有
㋖附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	196,521,016
②施設・設備に係る公費（円）	1,330,533
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	0

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度

１４．ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	04 税理士法人
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	勝畑元宏税理士事務所
③業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
④費用［年額］（円）	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	特になし
②実施した改善内容	特になし

１５．その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●　）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	

１６．社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称

柏市社会福祉法人等ネットワーク

第一号第一様式

法人単位資金収支計算書

(自)令和 7年 4月 1日(至)令和 8年 3月31日

(単位:円)

勘定科目			予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入	就労支援事業収入	54,132,000	55,097,536	△ 965,536	
		障害福祉サービス等事業収入	244,213,000	244,959,962	△ 746,962	
		経常経費寄附金収入	940,000	940,000	0	
		受取利息配当金収入	33,000	56,921	△ 23,921	
		その他の収入	3,592,000	3,489,177	102,823	
		事業活動収入計(1)	302,910,000	304,543,596	△ 1,633,596	
	支出	人件費支出	176,504,000	176,867,439	△ 363,439	
		事業費支出	69,910,000	70,275,640	△ 365,640	
		事務費支出	22,375,000	23,222,153	△ 847,153	
		就労支援事業支出	53,967,000	54,948,196	△ 981,196	
		支払利息支出	366,000	368,829	△ 2,829	
		その他の支出	145,000	143,300	1,700	
		事業活動支出計(2)	323,267,000	325,825,557	△ 2,558,557	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		△ 20,357,000	△ 21,281,961	924,961	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	1,310,000	1,330,533	△ 20,533	
		施設整備等収入計(4)	1,310,000	1,330,533	△ 20,533	
	支出	固定資産取得支出	2,051,000	2,049,075	1,925	
		施設整備等支出計(5)	2,051,000	2,049,075	1,925	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△ 741,000	△ 718,542	△ 22,458	
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金収入	15,000,000	15,000,000	0	
		その他の活動収入計(7)	15,000,000	15,000,000	0	
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出	4,599,000	4,599,000	0	
		その他の活動支出計(8)	4,599,000	4,599,000	0	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		10,401,000	10,401,000	0	
予備費支出(10)				—		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			△ 10,697,000	△ 11,599,503	902,503	

前期末支払資金残高(12)	75,813,639	75,813,639	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	65,116,639	64,214,136	902,503	

第三号第一様式

法人単位貸借対照表
令和 8年 3月31日現在

(単位:円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	81,215,267	82,706,388	△ 1,491,121	流動負債	27,825,556	16,576,450	11,249,106
現金預金	18,552,599	30,589,509	△ 12,036,910	短期運営資金借入金	4,000,000	0	4,000,000
事業未収金	31,881,441	29,928,161	1,953,280	事業未払金	2,093,711	984,045	1,109,666
未収金	6,339,065	5,274,626	1,064,439	1年以内返済予定長期運営資金借入金	5,520,000	3,324,000	2,196,000
未収補助金	15,410,433	14,304,666	1,105,767	未返還金	268,268	0	268,268
貯蔵品	245,884	363,746	△ 117,862	預り金	882,134	874,480	7,654
商品･製品	877,214	1,092,236	△ 215,022	職員預り金	1,163,133	3,070,944	△ 1,907,811
原材料	716,671	871,044	△ 154,373	賞与引当金	6,898,310	8,322,981	△ 1,424,671
立替金	60	0	60	サービス区分間借入金	7,000,000	0	7,000,000
前払金	191,900	174,400	17,500				
仮払金	0	108,000	△ 108,000				
サービス区分間貸付金	7,000,000	0	7,000,000				
固定資産	27,906,223	30,497,505	△ 2,591,282	固定負債	18,947,000	10,824,000	8,123,000
基本財産	8,532,454	10,144,156	△ 1,611,702	長期運営資金借入金	14,604,000	6,399,000	8,205,000
建物	6,532,454	8,144,156	△ 1,611,702	長期預り金	4,343,000	4,425,000	△ 82,000
定期預金	2,000,000	2,000,000	0	負債の部合計	46,772,556	27,400,450	19,372,106
その他の固定資産	19,373,769	20,353,349	△ 979,580	純資産の部			
建物	9,897,714	12,447,475	△ 2,549,761	基本金	27,753,732	27,753,732	0
車輌運搬具	1,990,882	403,930	1,586,952	第2号基本金	27,753,732	27,753,732	0
器具及び備品	484,053	500,824	△ 16,771	国庫補助金等特別積立金	2,874,390	2,278,400	595,990
差入保証金	2,165,531	2,165,531	0	その他の積立金			
長期前払費用	1,450,108	1,450,108	0	次期繰越活動増減差額	31,720,812	55,771,311	△ 24,050,499
その他の固定資産	3,385,481	3,385,481	0	(うち当期活動増減差額)	△ 24,050,499	△ 51,869,552	27,819,053
				純資産の部合計	62,348,934	85,803,443	△ 23,454,509
資産の部合計	109,121,490	113,203,893	△ 4,082,403	負債及び純資産の部合計	109,121,490	113,203,893	△ 4,082,403

令和 7 年度　事業報告

１．　名称　　本部 事務局

所在地・電話　千葉県柏市大津ヶ丘 3-4-1-101　　電話 04-7199-7931
開所日数 : 5 日/ 週　　開所時間 : 8 時間/日　9:00 - 18:00
職員体制

氏 名	職 種	勤務形態	勤務日数
小池 和雅	事務局長	常勤	週 5 日
光永 由美子	事務局員(兼務)	非常勤	週 1 日
小林 智昭	事務局員(10 月に異動)	常勤	週 5 日
磯野 寿恵	事務局員	非常勤	週 4 日
奥山 明美	事務局員(9 月末退職)	非常勤	週 4 日

運営方針(目標)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律並びに障害者総合支援方位の理念に基づき、法人よつばの理念に沿って運営方針を掲げて運営を行った。

(1) 利用者さんから選ばれ・多くの利用者さんの受け入れ
(2) 適切な支援のできる福祉職員へのスキルアップのシステムの構築
(3) 社会情勢に対応できる法人事業の経営

2. 事業報告 1(総括)

令和 7 年度は法人経営の再起に向けて基盤整備の年として、法人の安定した収入確保を計画した。利用者が集まれば法人の収入は増加する。年度初めよりリーダー会議の協議事項としてどうやって利用者の通所・入所数を上積みできるか、どうして利用者が集まらないか、各事業所で何が出来るか(営業方法・ツール等)話し合いを重ねた。法人本部事務局と沼南荘職員で利用者募集プロジェクトを立ち上げ、利用者獲得に本腰を入れて進めるべく行動を開始した。沼南荘の空床対策(10部屋空き)について協議した。利用者さんのニーズに合った居住タイプを用意してシェアータイプからワンルームタイプに居室整備を実施出来るように結論を出した。沼南荘の入居を促進する。
大幅な赤字を計上した青い鳥は(赤字 20,000,000)作業種目が多いが利用者数が増加していないため人件費が増大した。不採算事業の廃止を(まーる沼南・キッチンよつば)検討しマール沼南は廃止とした。大津ヶ丘の事業は 1 日 15 人程度の利用が見込まれるようになった。令和 8 年度には1日利用者 30 人の令和 7 年度目標に近づけるように運営を行う。よつば工房・かるのこ・クローバーハウス・クローバ柏は福祉収入の上積みにむけて外部への発信運営の再構築を行っている。

よつば工房は黒字ではあるが 1 年間を通じて新規利用者が無かった。
登録者は 40 名定員のところ 27 名であった。収入が減額しており、対策が必要である。
沼南荘の運営補助金収入も、1 年を通じての空床が影響して減額している。夜間補助金

500 万を含んでも令和 7 年度の沼南荘運営補助金は概算 700 万であった。

資金について
令和 7 年度は各事業所の収入上積みを見据えて資金不足を補うように、8 月に日本政策金融公庫より 15,000,000 の資金調達を行った。収入の上積みが出来ず、令和 6 年度 3 月京葉銀行より 1,000 万円の借り入れと合わせると 2,500 万円の資金調達となった。
令和 7 年度返済額が 500 万円残金は 2,000 万円となっている。
令和 8 年度は法人の整備資金・賃金・賞与等運営を実施するため資金調達が必要となる。
利用者の定員数を意識して利用者数を確保し、法人収入の増額、収入の確保に努める。

3. 事業報告(重点目標に対する取り組み)

2024 年からの 2026 年までの 3 か年計画

当初事業計画は
・社会情勢を見据えての法人経営設計
・専門職員として職員の育成
・生活介護事業「まーる沼南」のプロクラム等の検証を行う。　令和 7 年 3 月 31 日に廃止
・地域活動支援センターとの同一化への検証　クローバ柏の単独黒字化存続
・よつば事業所の老朽化の検証と将来を見据えた事業所施設の検証　沼南荘の居室の再整備

年度当初計画を踏まえ、以下の事業を実施した。

① 理事会・評議員会の開催(理事会 4 回、評議員会 1 回)。
② 啓発講演会は未開催。
③ 大学・医療創生大学学生隣地実習の受け入れ。
④ リーダー会議 12 回・サービス管理責任者連絡会 12 回のリモート併用開催。
⑤ 苦情委員会　年 2 回実施。
⑥ 沼南荘に 2 名福祉経験者を採用した。入居者数を増やすための活動を行ってもらうため、利用者募集プロジェクトにもメンバーとして参加した。
⑦ かるのこに 1 名調理経験者を採用した。作製するお弁当数を増やすため、調理現場管理を任命した。
⑧ 地域との関わりについては柏市社会福祉法人等ネットワーク設立・柏市はたらく部会・柏市精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム推進会議・むすぶ会・大津ヶ丘商店会・ちば A ネットなど行政等主催の連絡会や行事等に参加し協力した。
⑨ よつば会だよりの法人欄へ記載
⑩ 利用者アンケートの実施・職員アンケートについて令和 7 年度は未実施。
⑪ NPO 法人権利擁護あさひと相互研修出向を行った。

⑫ 内部研修(zoom) 年 3 回(苦情・感染症)実施

以上、事業計画に組まれた事業・年間運営事項を実施した。

その他の事項

令和 7 年度は 75 歳雇用延長終了で職員が退職し職員補充をした。

職員配置と職員の新規採用補充とを行い、事業運営を行った。

今後の法人運営に欠かすことのできない職員育成は動画外部研修プログラムの配信・告知を実施した。

法人全体の報告

・職員数

令和 8 年 3 月 31 日現在 76 名

正規職員 16 人　契約職員(夜勤含む)60 人(シニア職員 20 人含む)

ボランティア様 援助 (延べ人数)

	ハートシップ	個人
よつば工房	75	0
青い鳥	192	24
かるのこ	0	0
クローバーハウス	0	0
クローバ柏	91	18

職員研修参加講座数(内部研修・外部研修)

本部	3
よつば工房	9
青い鳥	4
かるのこ	7
沼南荘	9
クローバーハウス	6
クローバ柏	1

登録利用者数 令和 8 年 3 月末　　平均利用 (人)

よつば工房	17.4	/日
青い鳥	17.6	/日
まーる沼南	3.7	/日
かるのこ	13.7	/日
クローバ柏	7.2	/日
沼南荘	35	入居数

クローバーハウス	13	入居数
合計	107.6	

事故・苦情・ヒヤリハット

	件数
事故	14（車両事故 1）
苦情	11
ヒヤリハット	30
虐待	0
身体拘束	0

社会福祉法人よつば　定 款

柏市大津ヶ丘 3-4-1-101

TEL・FAX　04-7199-7931

（ 令和　6　年 6　月 20　日 ）

第１章　総則

（目　的）

第１条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、多様な福祉サービスが，その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫されることにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第二種社会福祉事業

① 障害福祉サービス事業の経営

② 地域活動支援センターの経営

③ 相談支援事業の経営

（名　称）

第２条 この法人は、社会福祉法人よつば という。

（経営の原則）

第３条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の経済的に困窮する者などを支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条 この法人の事務所を 千葉県柏市 に置く。

第２章　評議員

(評議員の定数)

第５条　この法人に評議員８名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第６条　この法人に評議員選定委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

２　評議員選定委員会は、監事 １名、事務局員１名、外部委員３名の合計５名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

但し、外部委員の２名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

3　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第８条　評議員は全て非常勤とし報酬等は支給しない。ただし、その職務を執行するために要する費用は「役員等報酬及び費用に関する規程」による。

第３章　評議員会

(構成)

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録 の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分
（８）社会福祉充実計画の承認
（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎年度 5～6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

2　議長は、その都度評議員の互選で定める。

3　第１項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）その他法令で定められた事項

4　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任す

ることとする。

5　第１項及び第３項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役員及び職員

(役員の定数)

第１５条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　６名以上８名以内

（２）監事　２名

2　理事のうち１名を理事長とする。

3　理事長以外の理事は業務執行理事とする。

(役員の選任)

第１６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第１８条　監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第１９条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第２０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第２１条　役員に対して評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第２２条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「管理者等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　管理者等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

(構成)

第２３条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第２４条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第２５条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第２６条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第２７条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　資産及び会計

(資産の区分)

第２８条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）千葉県柏市柏インター南 11-2 所在の木造平屋建一棟

（　２３２．７８　平方メートル）

（2）定期預金　２，０００，０００円

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第２９条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資を言う。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３０条　この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３１条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所 に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３２条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の付属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間（また、従たる事務所に３年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第３３条　この法人の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第３４条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第３５条　予算をもって定めるものの他、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　公益を目的とする事業

(種　別)

第３６条　　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援すること等を目的として公益事業を行うことができる。

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第８章　解散

(解　散)

第３７条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第３８条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第９章　定款の変更

(定款の変更)

第３９条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項 に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２．前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届けなければならない。

第10章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４０条　この法人の公告は、社会福祉法人よつば の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４１条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

一．この定款は、平成１４年３月１３日から施行する。
一．この定款は、平成１５年６月２７日に一部変更し施行する。
一．この定款は、平成１６年４月　１日に一部変更し施行する。
一．この定款は、平成１７年３月２１日に一部変更し施行する。
一．この定款は、平成１７年５月３０日に一部変更し施行する。
一．この定款は、平成１８年３月２６日に一部変更し施行する。
一．この定款は、平成１９年３月２４日に一部変更し施行する。
一．この定款は、平成１９年９月２１日に一部変更し施行する。
一．この定款は、平成２０年４月　１日に一部変更し施行する。
一．この定款は、平成２４年４月　１日に一部変更し施行する。
一．この定款は、平成２４年１０月１日に一部変更し施行する。
一．この定款は、平成２７年１１月２１日に一部変更し施行する。
一．この定款は、平成２９年４月　１日に一部変更し施行する。
一．この定款は、平成２９年１１月２４日に一部変更し施行する。
一．この定款は、令和　１年　７月２８日に一部変更し施行する。
一．この定款は、令和　２年　１月１４日に一部変更し施行する。
一．この定款は、令和　６年　６月 20 日に一部変更し施行する。